



寒川町  
都市計  
画部

## 報告事項

### (1) 田端西地区のまちづくりに伴う 都市計画の変更について

平成31年2月6日(水) 寒川町役場議会第1会議室



寒川町

1

samukawa

## (1) 田端西地区のまちづくりに伴う都市計画の変更について

### I. 田端西地区のまちづくりの概要について

1. 対象地区
2. 地区の概要
3. 計画上の位置づけ

### II. 田端西地区の都市計画手続きについて

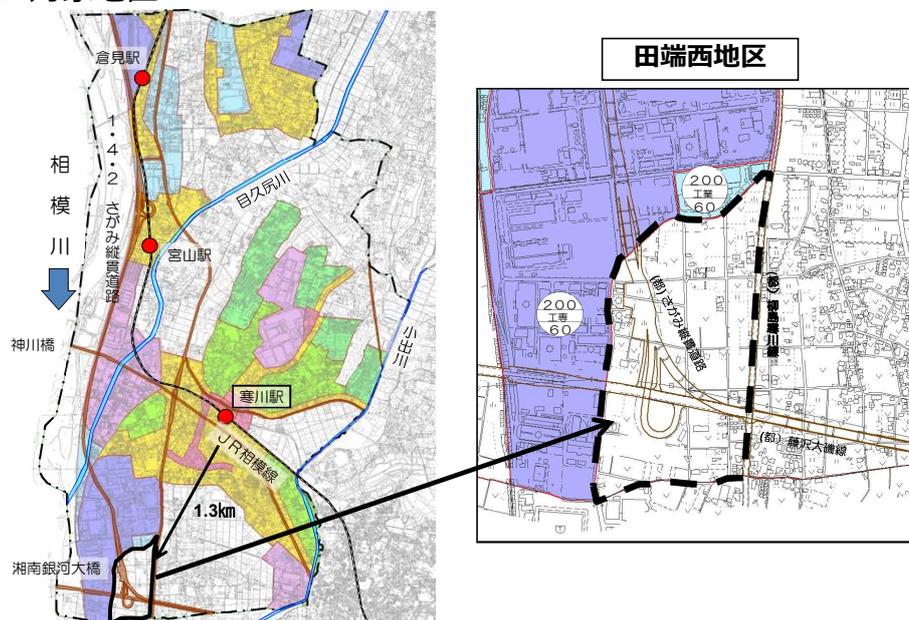
1. 都市計画の変更等について
2. 都市計画手続きの流れ(スケジュール)
3. 都市計画素案の閲覧及び公聴会について
4. 地区計画の縦覧及び説明会について

2

samukawa

## I. 田端西地区のまちづくりの概要について

### 1. 対象地区



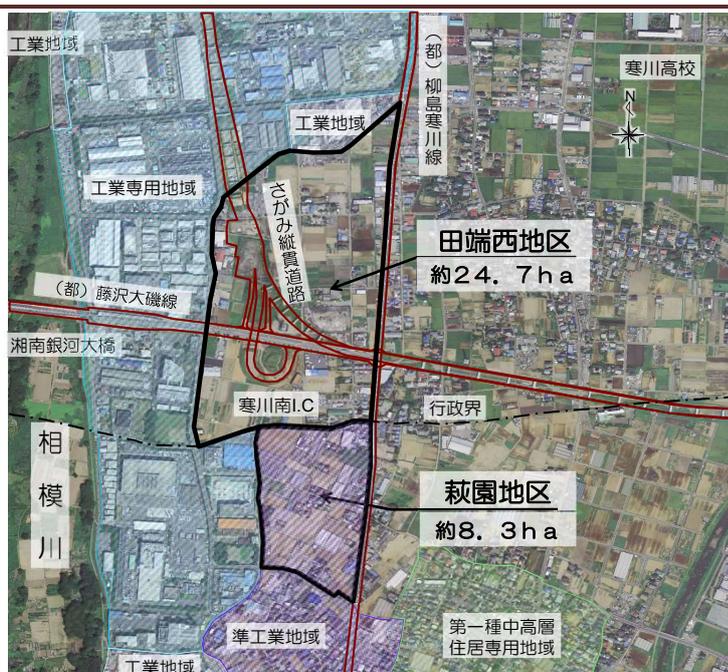
3

samukawa

## I. 田端西地区のまちづくりの概要について

### 2. 地区の概要

- ・交通の要衝である本地区を新たな産業の拠点として、周辺環境に配慮した良好な市街地形成を実現することを目標とする。
- ・地区面積：約 24.7 ha
- ・関係権利者数：141名
- ・市街化調整区域（農業振興地域）
- ・工業系用途地域と接している。
- ・隣接する茅ヶ崎市萩園字上ノ前地区において、工業系土地利用転換を図るため、土地区画整理事業を施行中である。



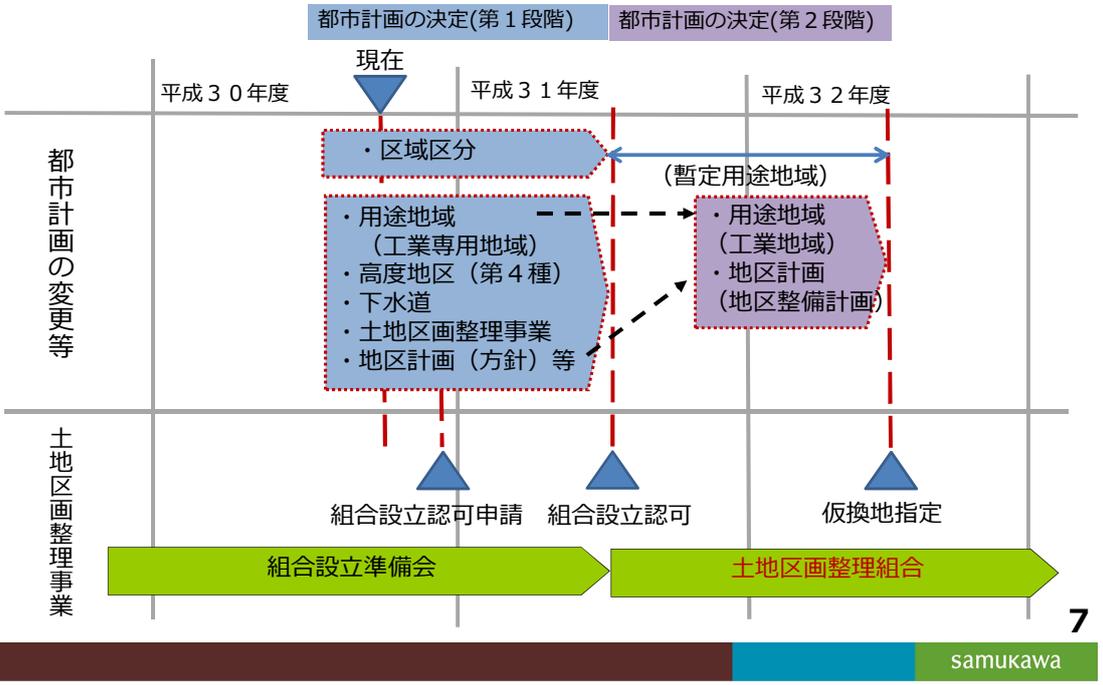
4

samukawa



II. 田端西地区の都市計画手続きについて

1. 都市計画の変更等について-②

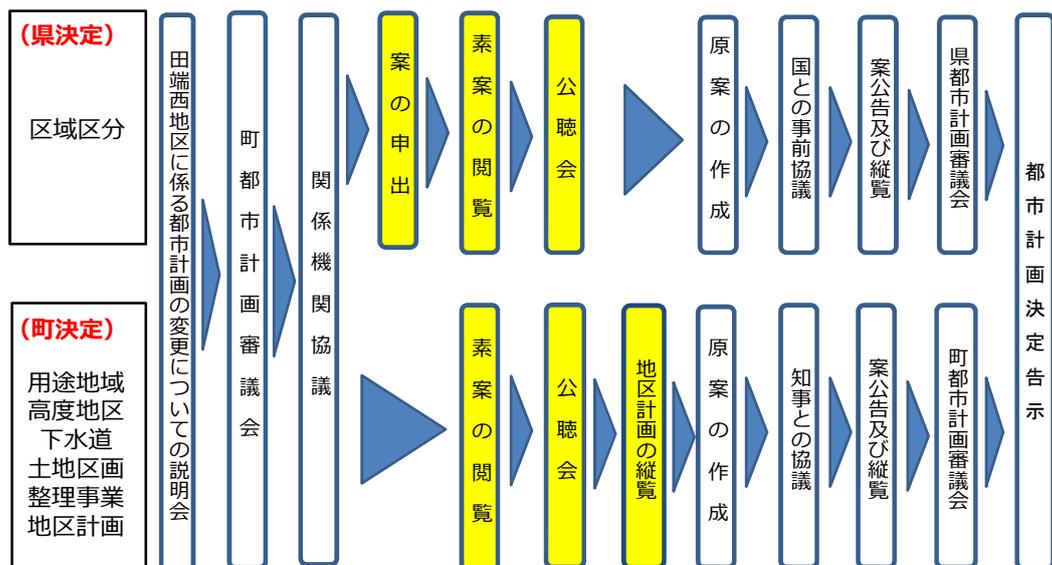


7

samukawa

II. 田端西地区の都市計画手続きについて

2. 都市計画手続きの流れ (スケジュール)



8

samukawa

II. 田端西地区の都市計画手続きについて

3. 都市計画素案の閲覧及び公聴会について－①

素案の閲覧

閲覧（申出） 期間	閲覧（申出） 時間	閲覧場所	閲覧者 数	公述 申出数
平成30年 11月16日（金）～ 12月7日（金） 土・日、祝日は除く	午前8時30分 ～ 午後5時15分	神奈川県 都市計画課	0名	1名
		寒川町 都市計画課	4名	1名

公聴会

開催日	開催時間	開催場所	公述人	傍聴人
平成30年 12月19日（水）	午後7時00分 ～ 午後7時30分	シンコースポーツ 寒川アリーナ (寒川総合体育館)	1名	5名

9

samukawa

II. 田端西地区の都市計画手続きについて

3. 都市計画素案の閲覧及び公聴会について－②

公述意見の要旨と県と町の考え方

公 述 意 見

- ①第6回線引き見直しで特定保留区域に設定した田端西地区を第7回線引き見直しで再度設定したことについて
- ②本地区内の農用地区域の除外について
- ③本地区における用途地域について
- ④寒川町が定めた上位計画の周知について
- ⑤寒川町が説明を行った本地区における土地利用方針について

10

samukawa

II. 田端西地区の都市計画手続きについて

3. 都市計画素案の閲覧及び公聴会について－③

公 述 意 見

- ⑥ 準備会の運営方法等について
- ⑦ 換地計画案の変更について
- ⑧ 寒川町の事業費負担について
- ⑨ 組合設立認可に必要となる「本同意」の取得方法について
- ⑩ 準備会及び町に対する要望について



公述意見の要旨と県と町の考え方 (資料3参照)

11

samukawa

II. 田端西地区の都市計画手続きについて

4. 地区計画の縦覧及び説明会について－①

原案の縦覧

縦覧（意見書提出）期間	縦覧時間	縦覧場所	縦覧者数	意見書数
平成31年 1月10日（木）～ 1月24日（木） 土・日、祝日は除く （意見書は31日まで）	午前8時30分 ～ 午後5時15分	寒川町 都市計画課	0名	2件

説明会

開催日	開催時間	開催場所	参加者
平成31年 1月15日（火）	午後7時00分～ 午後7時30分	寒川町民センター	0名
平成31年 1月19日（土）	午前10時00分～ 午前10時30分	田端地域集会所	5名

12

samukawa

## II. 田端西地区の都市計画手続きについて

### 4. 地区計画の縦覧及び説明会について－②

#### 説明会での質疑回答

質 疑	回 答
①工業専用地域を指定して住宅を建てるのを制限しようとしているが、宿直施設等建てられるのか。	工場併設の宿直、福利厚生施設は不可分の原則と いうのがあり、例えば24時間稼働の工場におい て、就業者の休憩や食事が必要である場合、許可 されるのが通常ですが、単独ではできません。
②田端西地区のホームページが更新されていない。都市計画とリンクして案内してくれればわかりやすい。	本地区はエリアや権利者が確定しており、直接、 権利者に通知し、情報を発信しておりますが、 ホームページを更新していないことは反省し、最 低限の情報発信はしていき、改善していきます。
③高度地区の変更で第4種高度地区の内容は。	町では建物の高さの最高限度を定めており、原則 として用途地区とリンクしております。工業地域、 工業専用地域は第4種の制限となり、建物の高さの 最高限度は31mとなります。

13

samukawa

## II. 田端西地区の都市計画手続きについて

### 4. 地区計画の縦覧及び説明会について－③

#### 意見書の要旨と町の考え方

##### 意見書の要旨

- ①地区計画について
- ②都市計画手続きについて
- ③代替農地について
- ④土地区画整理事業について
- ⑤その他



意見書の要旨と町の考え方 (資料4参照)

14

samukawa